

三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を設置した学校の運営制度（以下「コミュニティ・スクール」という。）の導入に当たり必要な検討を行うため、三朝町コミュニティ・スクール準備委員会（以下「準備委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ・スクールの導入に関すること。
- (2) その他コミュニティ・スクールの導入について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 三朝中学校又は三朝小学校（以下「町内学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 町内学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 町内学校の校長
- (5) 町内こども園及び保育園の園長の代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、コミュニティ・スクール導入の日（学校運営協議会の設置の日）までとする。

(報償費等)

第5条 委員の報償費及び費用弁償については、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第6条 準備委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議等)

第7条 準備委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 準備委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。